

平成 18 年次会計検査の基本方針

(平成 17 年 9 月 2 日検査官会議了承、11 月 7 日一部改正) (抄)

1. 社会経済の動向等と会計検査院をめぐる状況

(2) 会計検査院をめぐる状況

近年、行政においては、予算執行や政策の事後の検証、説明責任の履行などが重視されており、成果目標の明示や厳格な事後評価とその予算への反映などを旨とする予算制度改革、政策評価及び独立行政法人評価の実施、企業会計の考え方を導入した財務書類の作成等の公会計に関する種々の検討など、様々な取組がなされている。

3. 会計検査の基本方針

(2) 多角的な観点からの検査

不正不当な事態に対する検査を行うことはもとより、業績の評価を指向した検査を行っていく。そして、必要な場合には、制度そのものの要否も視野に入れて検査を行っていく。

すなわち、これまで会計検査院は、主として次のような観点から検査を行ってきた。

(I) 事務・事業の遂行及び予算の執行の結果が、所期の目的を達成しているか、また、効果を上げているかという有効性の観点

特に有効性の観点から、事務・事業及び予算執行の効果について積極的に取り上げるよう努め、その際には、検査対象機関が自ら行う政策評価などの状況についても留意して検査を行う。そして、事務・事業の遂行及び予算の執行に問題がある場合には、原因の究明を徹底して行い、その改善の方策について検討する。